

## 議案第25号 小松島市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

常用漢字表にない漢字の表記を一部改めるもの。

小松島市犯罪被害者等支援条例(令和5年小松島市条例第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる<u>誹謗中傷</u>、報道機関による過剰な取材等により被る精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる<u>誹謗中傷</u><sup>ひぼう</sup>、報道機関による過剰な取材等により被る精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>改正</p>